

掛川市規則第 5 号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 4 年 3 月 2 8 日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「及び同条第2項に規定する市長政策室」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第54条関係）

設 置 箇 所		出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	資産経営課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	企画政策課		
	広報・シティプロモーション課		
	D X 推進課		
	市民課		
協働環境部	生涯学習協働推進課		
	文化・スポーツ振興課		
	環境政策課		
健康福祉部	福祉課		
	健康医療課		
	長寿推進課		
	国保年金課		
	地域包括ケア推進課		
こども希望部	こども政策課		
	こども希望課		
産業経済部	産業労働政策課		
	観光交流課		
	農林課		
	お茶振興課		

都市建設部	都市政策課		
	土木防災課		
	基盤整備課		
	維持管理課		
上下水道部	下水道課		
危機管理部	危機管理課		
支所		支所長の職にある者	
出納局		出納局次長の職にある者	会計管理者が命ずる収入金の収納
教育部	教育政策課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	こども給食課		
	学校教育課		
	図書館	館長の職にある者	
議会事務局		局長の職にある者	
監査委員事務局		局長の職にある者	
消防本部	消防総務課	課長の職にある者	
	予防課		

別表第2（第54条関係）

設 置 箇 所		分任出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	資産経営課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	企画政策課		
	広報・シティプロモーション課		
	D X 推進課		
	市民課		
協働環境部	生涯学習協働推進課		
	文化・スポーツ振興課		
	環境政策課		
健康福祉部	福祉課		
	健康医療課		
	長寿推進課		
	国保年金課		
	地域包括ケア推進課		
こども希望部	こども政策課		
	こども希望課		
産業経済部	産業労働政策課		
	観光交流課		
	農林課		
	お茶振興課		

都市建設部	都市政策課
	土木防災課
	基盤整備課
	維持管理課
上下水道部	下水道課
危機管理部	危機管理課
支所	
出納局	
教育部	教育政策課
	こども給食課
	学校教育課
	図書館
議会事務局	
監査委員事務局	
消防本部	消防総務課
	予防課

様式第2号（その1）を次のように改める。

様式第2号 (その1)

静岡県掛川市

納入済通知書

口座記号 番号	加入 者名	掛川市	合計金額	円
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	
納期限	期別	通知 番号		
納付期限				

延滞金	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	〇,〇〇〇 円	総合計	円
納付者 氏名		領 収 日 付 印		
収納用 コンビニ	(ご注意) 金額を訂正 した場合、 コンビニエ ンスストア では納付で きません。			

(掛川市/コンビニ本部控)

ATMでのお取扱いはできません。

取りまとめ店
ゆうちょ銀行
名古屋貯金事務センター
(〒469-8794)

納付書原符兼払込金受領証
(掛川市)

口座記号番号	
加入者名	掛川市
期別	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税(料)額	円
	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
納付期限	

主管課名	領 収 日 付 印
静岡県 掛川市	

(金融機関/コンビニ店舗控)

領収証書 (掛川市)

口座記号番号	
加入者名	掛川市
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税(料)額	円
	円
延滞金	円
合計金額	円
納付期限	



(納付者控)

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

左記の金額を領収しました。

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。